

旅行業者等の TeCOT 利用について

令和2年10月28日
事務局

1. 旅行業法上の位置づけ

旅行業者等が、渡航者が運送等サービスを受けることに付随して、TeCOTを利用して渡航者のために医療機関を予約する行為は、TeCOTを利用して、渡航者のために医療機関を予約する行為は、旅行業法第二条第一項第八号に定める「(略)旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為」に該当する。なお、当該行為は、旅行業者等は、旅行者の使者として TeCOT を利用して医療機関の予約を行うのであって、「代理」ではない。

2. TeCOT を利用する旅行業者等の範囲

同法に定める旅行業者（第一種・第二種・第三種・地域限定）及び旅行業者代理業を利用者の対象とする。

3. 旅行業者等の審査

旅行業法上の規律を踏まえ、また、渡航者や参加医療機関に対する詐欺や迷惑行為等を防止する観点から旅行業者等の利用に当たっては、代行を行おうとする旅行業者が適切に許認可を受けた者であるか否かについて確認が必要。よって、利用に当たり gBizID プライムを取得することを要件とし、その上で、事務局において旅行業者等登録名簿と照合し、許認可を受けた事業者であることが確認できた事業者のみ、TeCOT の利用を可能とする。（名簿で確認できない場合は観光庁又は都道府県に確認を行う。）

4. 旅行業者等の利用

旅行業者は登録完了後、TeCOT 上の海外渡航者向けの入口から gBizID プライム又は gBizID メンバーでログインして TeCOT を利用する。なお、プライム ID は 1 法人代表者又は 1 個人事業主につき

1 IDしか発行できないため、必要に応じて gBizID メンバーを各業者等において作成した上で利用する。

※なお、旅行業者等による不適切な利用については、利用規約で以下のとおり禁止次項としている。

・利用規約（渡航者等向け）

第六条

1 （略）

2 渡航者等及び代行業者は、本センターの利用に当たり、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはなりません。

一～五（略）

六 代行業者が渡航者等の委託を受けずに検査証明実施契約を締結する行為。

七（略）

5. 医療機関側の予約画面の表示について

旅行業者等からの申請であることを明確にするため、医療機関側に表示される予約申し込み画面上に、旅行業者等による予約申込手続の代行であること（渡航者が契約当事者であること）を表示する機能を搭載する。

6. 予約完了時の渡航者・旅行業者への通知

予約申し込み完了時、予約確定時には渡航者本人及び旅行業者等に対し、予約申し込み完了/予約確定のメールが自動で発出される機能を搭載。なお、発出するメールにプライバシーポリシー・利用規約のリンクを併記する等、制度理解を促すことで、併せて旅行業者、医療機関及び渡航者間でのトラブル防止を図る。

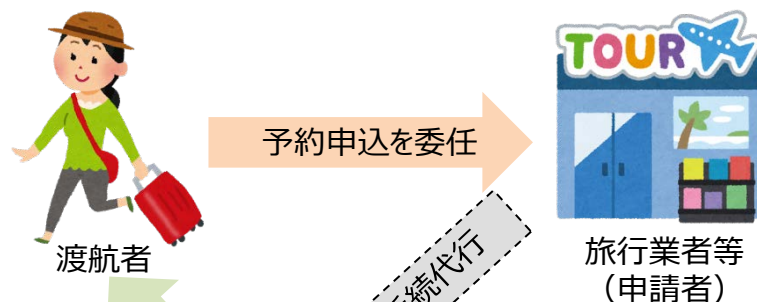
旅行業者等のTeCOT利用について（概要）

- TeCOTを利用して医療機関を予約する場合、申請者は渡航者を代理して、渡航者と医療機関との検査契約を締結する。
- 一方で、旅行業者等の場合は、旅行業法に基づき渡航者の使者として渡航者と医療機関との検査契約申込 手続を代行する。
- 渡航者と医療機関が契約当事者になるという点では両者に差はないが、トラブル防止の観点からは、渡航者がTeCOTの利用規約・プライバシーポリシーを十分に理解した上で検査実施契約が締結されるよう、予約申込み時にメールで渡航者に利用規約等について周知を行うなどの対応が必要。

【一般的なケース】



【旅行業者等の場合】



・旅行業法（抜粋）

第二条

この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

一～七（略）

八 第一号及び第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、**旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為**

九（略）

TeCOTを利用する旅行業者等の範囲について

- **ビジネス出張の場合は「手配旅行」形式で企業等から依頼があることが一般的**であることから、手配旅行を行うことが可能な旅行業者（第一種～第三種）及び旅行業者から委託された業務を行う旅行業者代理業をTeCOTの利用対象とする。
- なお、地域限定の旅行業者は海外手配旅行について直接依頼を受けることはできないが、**海外募集型企画旅行を旅行業者に代わり販売することが可能**であることから、地域限定の旅行業者についても、TeCOTの利用対象とする。

旅行業等の区分		業者数 (令和2年4月1日)	登録行政庁 (申請先)	業務範囲※			
				企画旅行			手配 旅行
				募集型		受注型	
				海外	国内		
旅行 業者	第一種	686	観光庁長官	○	○	○	○
	第二種	3043	都道府県知事	×	○	○	○
	第三種	5692	都道府県知事	×	△ (隣接市町村等)	○	○
	地域限定	369	都道府県知事	×	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)
旅行業者代理業		620	都道府県知事	旅行業者から委託された業務			

※募集型企画旅行：旅行業者が予め旅行計画を作成し、旅行者を募集するもの（ex.パッケージツアー）

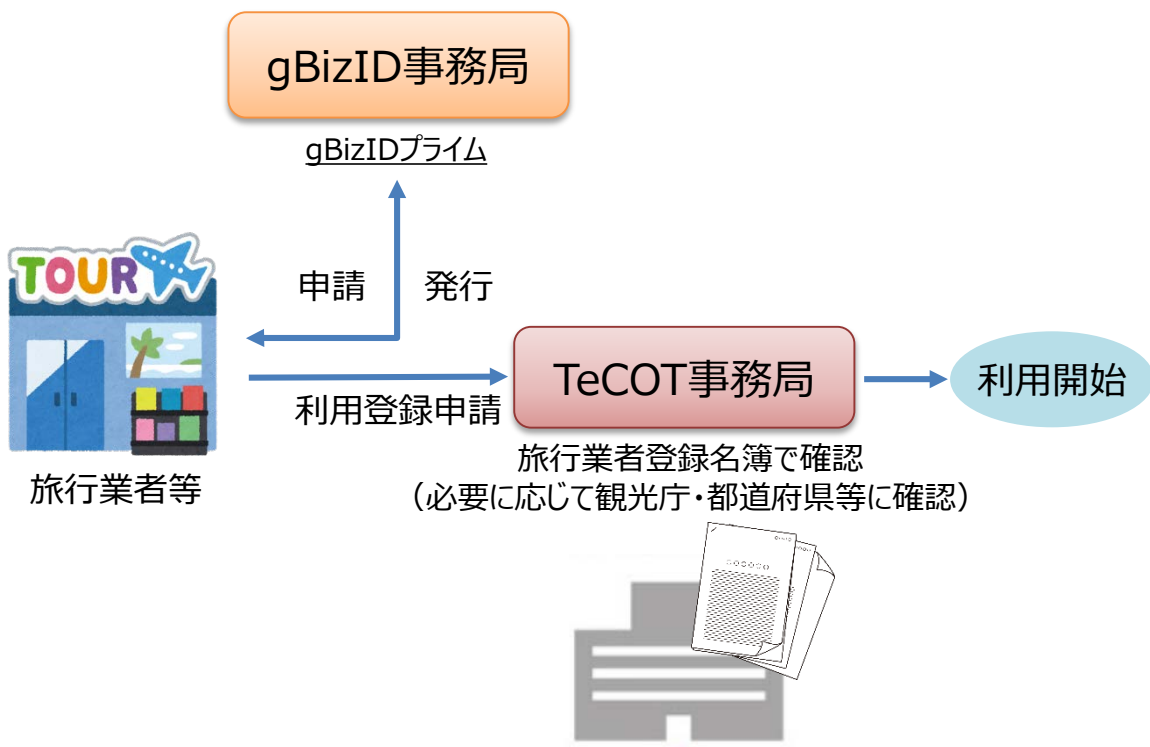
受注型企画旅行：旅行業者が旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの（ex.修学旅行）

手配旅行：旅行業者が旅行者からの依頼により宿泊施設や乗車券等のサービスを手配するもの

旅行業者等の確認・利用登録について

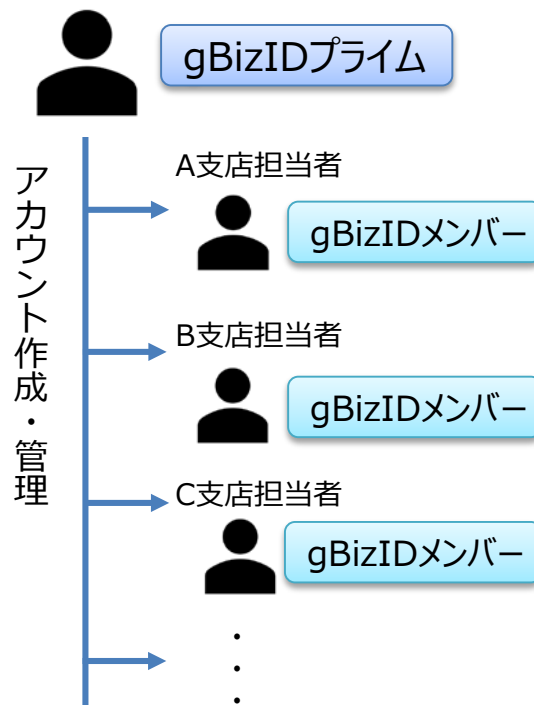
- TeCOTを利用する旅行業者等は、あらかじめ登録に審査が必要な「gBizIDプライム」を取得。
(審査・登録には1～2週間程度必要)
- その上で、旅行業者等がTeCOTを利用する場合、初回登録の際に観光庁・都道府県が管理する旅行業者等登録名簿と照合し、許認可を受けた事業者であることが事務局において確認できた事業者のみ、利用可能とする。
- なお、「gBizIDプライム」は1法人代表者又は1個人事業主につき1IDしか取得できないため、支店や営業所等の複数の職員がTeCOTを利用する場合は、「gBizIDプライム」(親ID)の権限で「gBizIDメンバー」(子ID)を作成する必要がある。

TeCOT利用登録の流れ



gBizIDプライム・メンバー (イメージ)

〇〇旅行代理店 (代表者)



海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営規程

令和2年10月1日制定

(令和2年0月0日一部改正)経済産業省
厚生労働省

(目的)

第一条 本運営規程は、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（以下、「本センター」という。）の運営について必要な基本的事項を定めるものとする。

(運営の基本方針)

第二条 本センターの運営に当あたっては、本センター運営者が本センターの透明性及び公正性の向上のための取組みを自主的かつ積極的に行うことを基本とする。

(業務)

第三条 本センター運営者は、次の各号に掲げる業務を実施する。

- 一 渡航者等（事業目的で海外へ渡航（出張・赴任等）する者又はそれに準ずる者をいう。以下同じ。）が渡航先国の求める要件を満たす検査証明（新型コロナウイルス感染症に関する核酸増幅検査、抗原検査その他新型コロナウイルス感染症の感染に係る検査による証明をいう。以下同じ。）を取得するため、自ら又は代行業者（旅行業法に定める旅行業等を営む者であって、渡航者等から委託を受けて、本センターを利用した事務手続（法律行為を除く手続をいう。以下同じ。）を代行する者をいう。以下同じ。）を通じて、参加医療機関（「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」（令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省制定）により、経済産業省及び厚生労働省が登録した医療機関であって、本センターを利用する医療機関をいう。以下同じ。）との契約（以下、「検査証明実施契約」という。）を締結することに対する支援を行うために利用するシステム（以下、「本システム」という。）の運用業務
- 二 「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約」（以下、「本利用規約」という。）に定める禁止行為を行った渡航者等、代行業者又は参加医療機関に対して、本センターの利用を制限する業務
- 三 参加医療機関が実施する検査証明について国内の地域別等の需給に係る調査を行う業務
- 四 その他前各号に定める業務を円滑に実施するために必要な業務

第四条 前条第二号に定める業務の手順は、以下の各号に定めるとおりとする。

- 一 本センター運営者は、渡航者等、代行業者又は参加医療機関が本利用規約に定める禁止行為を行ったと推定するのに十分な証拠がある場合、関係者からの意見聴取等を実施するなどして調査を行う。
 - 二 前号の調査の結果に基づき、本センター運営者は、本利用規約の規定に違反したことが認められた渡航者等、代行業者又は参加医療機関による本センターの利用を二週間の間停止する。ただし、当該渡航者等、代行業者又は参加医療機関が、過去一年間に利用停止の措置を受けた者等である場合、停止の期間は三ヶ月とする。
 - 三 本センター運営者は、前号に定める利用停止の措置を講じる場合、その旨を電子メールにて当該渡航者等、代行業者又は参加医療機関に通知するとともに、本システムで所定の対応を行う。なお、当該渡航者等、代行業者又は参加医療機関に対する事前の通知は行わなくともよい。
 - 四 本センター運営者は、前二号に定める利用停止の措置を受けた渡航者等、代行業者又は参加医療機関の名前、措置の理由、措置の期間等について、定期的にその内容の全部又は一部を、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に報告するものとする。
- 2 本センター運営者は、前項に定める利用停止の措置を受けた渡航者等、代行業者又は参加医療機関が、当該措置を不服として異議を申し立てるための窓口を置く。

(センターの運営体制)

第五条 本センター運営者は、本センターの運営を統括し、その責任を負う者を置く。

- 2 本センター運営者は、第三条に定める業務のうち、次の各号に定める業務を外部事業者に委託することができる。
- 一 運営委員会の開催に対する支援業務
 - 二 渡航者等、代行業者及び参加医療機関に対する広報業務
 - 三 渡航者等、代行業者又は参加医療機関からの問い合わせへの対応業務
 - 四 渡航先国の求める検査証明要件の調査及び本システムにおける情報発信業務
 - 五 需給状況の調査及び情報発信業務
 - 六 その他本センターの運営に関する本センター運営者の補助業務
- 3 前項に定める外部事業者（以下「受託事業者」という。）は、本センター運営者の指示に基づき、本センターを適切に運営するための体制（渡航者等、代行業者又は参加医療機関からの問い合わせに対応するための体制を含む。）を整備する。

(情報セキュリティの確保等)

第六条 本センター運営者及び受託事業者は、情報システムの保守管理、情報セキュリティの確保等のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成30年度版）に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。なお、当該基準等が改正された場合には、改正後の基準等に基づき、情報セキュリティ対策を講じる。

(緊急時の対応)

第七条 本センター運営責任者及び受託事業者は、運営の障害となる事故、災害、システム障害、セキュリティ事故等の緊急時において適切に対処するため、事業継続計画その他の必要な措置を定め、実施する。

附則 本運営規程は令和2年10月1日より効力を有するものとします。

附則 本運営規程は令和2年〇月〇日から適用するものとします。

(令和2年〇月〇日一部改正)

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約
(渡航者等向け)

令和2年10月1日制定

(令和2年0月0日一部改正)

経 済 産 業 省
厚 生 労 働 省

(目的)

第一条 本利用規約は、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（以下、「本センター」という。）の利用に関して、渡航者等（事業目的で海外へ渡航（出張・赴任等）する者又はそれに準ずる者をいう。以下同じ。）及び代行業者（旅行業法に定める旅行業等を営む者であって、渡航者等から委託を受けて、本センターを利用した事務手続（法律行為を除く手続をいう。以下同じ。）を代行する者をいう。以下同じ。）に適用される利用条件その他の事項を定めることを目的とします。

(本利用規約の適用範囲)

第二条 本利用規約は、本センター運営者が運営する本センターの利用に対して適用されません。

2 本センター運営者が別途求める同意事項や別途公表する諸注意等（以下、「諸注意等」という。）が存在する場合、当該諸注意等は本利用規約の一部を構成するものとします。

(本利用規約への同意)

第三条 渡航者等及び代行業者は、本利用規約の定めに従って、本センターを利用しなければならず、本利用規約に同意しない限り、本センターを利用できません。

2 渡航者等及び代行業者は、本センターの利用を開始した場合には、本利用規約及び別途定める本センターの利用に関するプライバシーポリシー（以下、「本プライバシーポリシー」という。）に同意したものとみなされます。

(本センターのサービスの範囲)

第四条 本センター運営者は、渡航者等が、渡航先国の求める要件を満たす検査証明（新型コロナウイルス感染症に関する核酸増幅検査、抗原検査その他新型コロナウイルス感染症の感染に係る検査による証明をいう。以下同じ。）を円滑に取得するため、自ら又は代行業者を通じて、参加医療機関との契約（以下、「検査証明実施契約」という。）を締結することに対する支援を行い、また、これらに付随するサービスを提供します。

2 前項に定める検査証明実施契約の締結及びその履行について、渡航者等、代行業者又は参加医療機関が行う判断及び若しくは渡航者等又は代行業者と参加医療機関との間におけるトラブル等について、本センター運営者（その運営を委託された外部事業者を含む。）は一切の責任を負わないものとします。

3 本センター運営者は、一項に定める検査証明実施契約の締結の円滑化に当たり、第六条に遵守事項及び禁止事項、第七条に利用停止措置を定めることにより、渡航者等、代行業者及び参加医療機関の行為等における透明性及び公正性の向上に努めるものとします。

(アカウントの取得手続き等)

第五条 渡航者等又は代行業者は、本センターの利用に当たり、経済産業省が提供するGビズIDサービスにおいて、アカウントを取得することとします。ただし、GビズIDサービスを利用することができない者はこの限りではありません。

2 渡航者等又は代行業者は、GビズIDサービスにおけるアカウントの取得その他同サービスの利用において、同サービスの利用規約及びプライバシーポリシーに同意した上でこれを行うものとします。

(遵守事項及び禁止事項)

第六条 渡航者等及び代行業者は、本センターの利用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- 一 アカウントの取得に当たって、本センター運営者に必要な情報を適切に提供すること
- 二 アカウントを適切に管理し、前号において提供した情報に変更が生じた場合には速やかに当該情報の更新を行うこと
- 三 渡航先国が求める要件に合致した検査手法等及び参加医療機関が提示する検査証明に係る条件を確認して、検査証明実施契約を締結すること
- 四 検査証明実施契約に関する本センター運営者又は参加医療機関からの照会又は依頼に速やかに対応すること
- 五 渡航の中止又は延期の場合等において、速やかに検査証明実施契約を取り消すこと又は検査証明実施契約の内容を変更すること
- 六 その他参加医療機関と検査証明実施契約を締結するに当たり必要な事項について適切に対応すること

2 渡航者等及び代行業者は、本センターの利用に当たり、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはなりません。

- 一 アカウントの取得に当たって、虚偽の情報を登録する行為
- 二 自らのアカウントを第三者に有償又は無償で提供する行為
- 三 渡航を偽って又は渡航の可能性が低いにもかかわらず検査証明実施契約を締結する行為
- 四 虚偽の目的で、又は一の渡航に対して複数の検査証明実施契約を締結する行為
- 五 検査証明実施契約に関する権利義務を第三者に有償又は無償で提供する行為
- 六 代行業者が渡航者等の委託を受けずに検査証明実施契約を締結する行為。
- 七六 本利用規約又は法令に反する行為若しくは公序良俗に反する行為

(利用停止措置)

第七条 本センター運営者は、渡航者等 又は代行業者 が前条第二項各号に定める禁止行為を行ったと認める場合は、当該渡航者等 又は代行業者 にあらかじめ通知することなく、自らの判断により、本センターの利用を二週間の間停止することができるものとします。ただし、当該渡航者等 又は代行業者 が過去一年間に本センターの利用を停止されていた場合、停止の期間は三ヶ月とします。

2 本センター運営者は、前項に定める停止措置を行った場合に、必要に応じて停止の理由等を公表することがあります。

(利用可能時間及び利用の制限)

第八条 本センターの利用可能時間は、原則として24時間365日とします。ただし、本センター運営者の管理状況等により、本センターの一部の機能が使用できない可能性があります。

2 本センター運営者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、渡航者等 又は代行業者 に対し、事前に通知した上で、本センターの利用を制限することができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、事前に通知することなく本センターの利用を制限することができるものとします。

一 本センターの運用機器等のメンテナンスが予定される場合

二 電気通信事業者の役務が提供されない場合

三 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本センターの運用に係る重大な障害が発生した場合

四 その他、本センター運営者において、本センターの利用の休止が必要と判断した場合

3 本センター運営者は、供給量が限定的である検査手法について、必要に応じて、渡航者等による検査証明実施契約を制限することができるものとします。その詳細については、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会において審議し、決定するものとします。

(知的財産権)

第九条 本センター運営者が利用者に対して提供する一切のプログラムその他の著作物（本利用規約、利用者向けのマニュアル等を含む。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、全て本センター運営者に帰属します。

2 渡航者等 及び代行業者 は、本センター運営者が本センターの利用に関連して渡航者等 又は代行業者 に提供する一切のプログラムその他の著作物について、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとします。

一 本利用規約に従って本センターを利用するためにのみ使用すること

二 複製、改変、編集、頒布、リバースエンジニアリング等、知的財産権を侵害する行為を行わないこと

三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与し、譲渡し、又は担保の設定をしないこ

と

四 本センター運営者が表示した著作権表示又は商標表示を削除し、又は変更しないこと

(個人情報の取扱い)

第十条 本センター運営者は、本センターの利用により渡航者等 又は代行業者 から取得した個人情報等について、別途定める本 プライバシーポリシーに従い、これを取り扱うものとします。

2 本センター運営者は、法令に基づき行われる裁判所若しくは行政庁の命令その他本センター運営者が情報を開示すべき法令上の義務を負う場合又は訴訟等の手続において主張若しくは立証の必要が生じた場合には、渡航者等の個人情報その他本センター運営者が本センターを運営するに当たり取り扱う情報を開示する場合があります。利用者は、あらかじめこれを承諾するものとします。

(免責事項)

第十一条 本センター運営者（その運営を委託された外部事業者を含む。以下本条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する事項における損害について、本センター運営者に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

一 渡航先国の求める要件その他の本センター運営者が提供する情報に関するもの

二 本センター運営者が提供するウェブサイトその他のシステムに関するもの

三 医療上の事情、国又は自治体の要請その他やむを得ない事情に基づく検査証明実施契約の内容の変更又は取消しに関するもの

2 本センター運営者は、第四条に定める本センターのサービスの範囲外の事項又は本センター運営者の責めに帰すべき事由に該当しない事項（次の各号のいずれかに該当する場合を含む。）により渡航者等 又は代行業者 が被った損害等については、一切の責任を負わないものとします。

一 渡航者等 又は代行業者 が本センター運営者に提供した情報につき、内容の変更又は取消しがあったにもかかわらず、その内容を速やかに届け出なかった場合

二 参加医療機関が渡航者等の検査証明の結果を漏洩した場合

三 地震、噴火、津波、台風等天災地変又は火災、停電、公共サービス機関の停止等の不可抗力により本センター運営者が管理するハードウェアその他の設備に障害が生じた場合

四 渡航者等 又は代行業者 が使用するソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題が発生し、又は渡航者等 又は代行業者 により誤操作等が行われた場合

五 渡航者等 又は代行業者 が、本利用規約に違反した場合

六 その他、第四条に定める本センターが提供するサービスの範囲外の事象により渡航者等 又は代行業者 が受けた損害又は本センター運営者の責めに帰すべき事由がない損害が生じた場合若しくは不可抗力により損害が生じた場合

- 3 本センター運営者に責任があると解釈された場合でも、本センター運営者に故意又は重過失がある場合を除き、賠償の範囲は、通常生ずべき損害に限るものであって、渡航者等当たり二万五千円を上限とするものとします。

(代行業者)

第十二条 代行業者は、以下のいずれかの資格に基づき渡航者等から本センターの利用に関する事務手続の一部又は全部を委託された者としてします。

一 第1種、第2種、第3種又は地域限定旅行業者として本センターの利用時に有効な登録を受けている者

二 前号の旅行業者から委託を受けた旅行業者代理業者

- 2 代行業者は、渡航者等から本センターの利用に関する委託を受けたときは、本センターの利用に先立ち、当該渡航者等から、本利用規約、本プライバシーポリシーその他渡航者等の個人情報の取扱いに関して必要な同意を得るものとします。

- 3 渡航者等と代行業者との間におけるトラブル等について、本センター運営者（その運営を委託された外部事業者を含む。以下本項において同じ。）は一切の責任を負わないものとします。代行業者は、当該トラブル等を自らの責任及び費用で解決し、かつ、当該トラブル等により本センター運営者が被る一切の損害等を賠償するものとします。

(本利用規約の変更)

第十三条 本センター運営者は、その判断により、あらかじめ渡航者等又は代行業者の同意を得ることなく、本利用規約を変更することができるものとします。

- 2 本センター運営者は、前項の変更を行う場合には、所定のウェブサイトにおける公表又は渡航者等及び代行業者への通知を行うこととし、変更後の利用規約はこのいずれか早い時をもって効力が生じるものとします。

- 3 変更後の利用規約の掲載後に、渡航者等又は代行業者が本センターを実際に利用した場合には、当該利用の時点で、渡航者等又は代行業者は変更後の利用規約に同意したものとみなされます。

(準拠法及び合意管轄)

第十四条 本利用規約及び本センターの利用に関連するすべての事項の準拠法は、日本法とします。

- 2 本センターの利用に起因又は関連して本センター運営者と渡航者等又は代行業者との間に生じたすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

- 3 本利用規約に定めのない事項、又は本利用規約の解釈について疑義が生じた場合は、本センター運営者と渡航者等又は代行業者は、誠実に協議し、解決するものとします。

附則 本利用規約は令和2年10月1日より効力を有するものとします。

附則 本利用規約は令和2年〇月〇日から適用するものとします。

(令和2年〇月〇日一部改正)

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約
(参加医療機関向け)

令和2年10月1日制定

(令和2年0月0日一部改正)

経 済 産 業 省
厚 生 労 働 省

(目的)

第一条 本利用規約は、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（以下、「本センター」という。）の利用に関して、参加医療機関（「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」（令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省制定）により、経済産業省及び厚生労働省が登録した医療機関であって、本センターを利用する医療機関をいう。以下同じ。）に適用される利用条件その他の事項を定めることを目的とします。

(本利用規約の適用範囲)

第二条 本利用規約は、本センター運営者が運営する本センターの利用に対して適用されません。

2 本センター運営者が別途求める同意事項や別途公表する諸注意等（以下、「諸注意等」という。）が存在する場合、当該諸注意等は本利用規約の一部を構成するものとします。

(本利用規約への同意)

第三条 参加医療機関は、本利用規約の定めに従って、本センターを利用しなければならず、本利用規約に同意しない限り、本センターを利用できません。

2 参加医療機関は、本センターの利用を開始した場合には、本利用規約及び別途定める本センターの利用に関するプライバシーポリシー（以下、「本プライバシーポリシー」という。）に同意したものとみなされます。

(本センターのサービスの範囲)

第四条 本センター運営者は、渡航者等 （事業目的で海外へ渡航（出張・赴任等）する者又はそれに準ずる者をいう。以下同じ。） が、渡航先国の求める要件を満たす検査証明（新型コロナウイルス感染症に関する核酸増幅検査、抗原検査その他新型コロナウイルス感染症の感染に係る検査による証明をいう。以下同じ。）を円滑に取得するため、自ら又は代行業者（旅行業法に定める旅行業等を営む者であって、渡航者等から委託を受けて、本センターを利用した事務手続（法律行為を除く手続をいう。以下同じ。）を代行する者をいう。以下同じ。）を通じて、参加医療機関との契約（以下、「検査証明実施契約」という。）を締結することに対する支援を行い、また、これらに付随するサービスを提供します。

- 2 前項に定める検査証明実施契約の締結及びその履行について、渡航者等、代行業者又は参加医療機関が行う判断及び若しくは渡航者等又は代行業者と参加医療機関との間におけるトラブル等について、本センター運営者（その運営を委託された外部事業者を含む。）は一切の責任を負わないものとします。
- 3 本センター運営者は、一項に定める検査証明実施契約の締結の円滑化に当たり、第六条に遵守事項及び禁止事項、第七条に利用停止措置を定めることにより、渡航者等、代行業者及び参加医療機関の行為等における透明性及び公正性の向上に努めるものとします。

（アカウントの取得手続き等）

第五条 参加医療機関は、本センターの利用に当たり、経済産業省が提供するGビズIDサービスにおいて、アカウントを取得することとします。

- 2 参加医療機関は、GビズIDサービスにおけるアカウントの取得その他同サービスの利用において、同サービスの利用規約及びプライバシーポリシーに同意した上でこれを行うものとします。

（遵守事項及び禁止事項）

第六条 参加医療機関は、本センターの利用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- 一 アカウントを適切に管理すること
 - 二 検査証明の実施に係る料金その他の本センター運営者が求める情報（以下、単に「検査情報」という。）を本センター運営者に提供することによって、本センター運営者が提供するウェブサイトに表示し、当該情報に変更が生じた場合には速やかに更新を行うこと
 - 三 本センター運営者が認める適切な検査証明方法に基づき、検査証明を実施すること
 - 四 渡航者等と締結した検査証明実施契約を取り消す、又は検査証明実施契約の内容を変更する必要がある場合に、当該渡航者等に対して適切に対応すること
 - 五 その他渡航者等と検査証明実施契約を締結するに当たり必要な事項について適切に対応すること
- 2 参加医療機関は、本センターの利用に当たり、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはなりません。
 - 一 自らのアカウントを他の医療機関に有償又は無償で利用させる行為
 - 二 本センター運営者に対して、事実と異なる又は不正確である検査情報を提供する行為又は検査情報を提供しない行為
 - 三 別表に定める検査証明方法等によって検査証明を実施する行為
 - 四 本利用規約又は法令に反する行為若しくは公序良俗に反する行為

(利用停止措置)

第七条 本センター運営者は、参加医療機関が前条第二項各号に定める禁止行為を行ったと認める場合は、当該参加医療機関にあらかじめ通知することなく、自らの判断により、本センターの利用を二週間の間停止することができるものとします。ただし、当該参加医療機関が過去一年間に本センターの利用を停止されていた場合、停止の期間は三ヶ月とします。

2 本センター運営者は、前項に定める停止措置を行った場合に、必要に応じて停止の理由等を公表することがあります。

(利用可能時間及び利用の制限)

第八条 本センターの利用可能時間は、原則として24時間365日とします。ただし、本センター運営者の管理状況等により、本センターの一部の機能が使用できない可能性があります。

2 本センター運営者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、参加医療機関に対し、事前に通知した上で、本センターの利用を制限することができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、事前に通知することなく本センターの利用を制限することができるものとします。

一 本センターの運用機器等のメンテナンスが予定される場合

二 電気通信事業者の役務が提供されない場合

三 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本センターの運用に係る重大な障害が発生した場合

四 その他、本センター運営者において、本センターの利用の休止が必要と判断した場合

3 本センター運営者は、供給量が限定的である検査手法について、必要に応じて、渡航者等による検査証明実施契約を制限することができるものとします。その詳細については、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会において審議し、決定するものとします。

(知的財産権)

第九条 本センター運営者が利用者に対して提供する一切のプログラムその他の著作物（本利用規約、利用者向けのマニュアル等を含む。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、全て本センター運営者に帰属します。

2 参加医療機関は、本センター運営者が本センターの利用に関連して参加医療機関に提供する一切のプログラムその他の著作物について、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとします。

一 本利用規約に従って本センターを利用するためにのみ使用すること

二 複製、改変、編集、頒布、リバースエンジニアリング等、知的財産権を侵害する行為を行わないこと

三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与し、譲渡し、又は担保の設定をしないこ

と

四 本センター運営者が表示した著作権表示又は商標表示を削除し、又は変更しないこと

(個人情報の取扱い)

第十条 本センター運営者は、本センターの利用により参加医療機関から取得した個人情報等について、~~別途定める本~~プライバシーポリシーに従い、これを取り扱うものとします。

2 本センター運営者は、法令に基づき行われる裁判所若しくは行政庁の命令その他本センター運営者が情報を開示すべき法令上の義務を負う場合又は訴訟等の手続において主張若しくは立証の必要が生じた場合には、参加医療機関の個人情報その他本センター運営者が本センターを運営するに当たり取り扱う情報を開示する場合があります。利用者は、あらかじめこれを承諾するものとします。

(免責事項)

第十一条 本センター運営者（その運営を委託された外部事業者を含む。以下本条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する事項における損害について、本センター運営者に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

一 渡航先国の求める要件その他の本センター運営者が提供する情報に関するもの

二 本センター運営者が提供するウェブサイトその他のシステムに関するもの

三 医療上の事情、国又は自治体の要請その他やむを得ない事情に基づく検査証明実施契約の内容の変更又は取消しに関するもの

2 本センター運営者は、第四条に定める本センターのサービスの範囲外の事項又は本センター運営者の責めに帰すべき事由に該当しない事項（次の各号のいずれかに該当する場合を含む。）により参加医療機関が被った損害等については、一切の責任を負わないものとします。

一 参加医療機関が本センター運営者に提供した情報につき、内容の変更又は取消しがあったにもかかわらず、その内容を速やかに届け出なかった場合

二 渡航者等 ~~又は~~ 代行業者 が参加医療機関の信用を損なう情報を流布した場合

三 地震、噴火、津波、台風等天災地変又は火災、停電、公共サービス機関の停止等の不可抗力により本センター運営者が管理するハードウェアその他の設備に障害が生じた場合

四 参加医療機関が使用するソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題が発生し、又は参加医療機関により誤操作等が行われた場合

五 参加医療機関が、本利用規約に違反した場合

六 その他、第四条に定める本センターが提供するサービスの範囲外の事象により参加医療機関が受けた損害又は本センター運営者の責めに帰すべき事由がない損害が生じた場合若しくは不可抗力により損害が生じた場合

3 本センター運営者に責任があると解釈された場合でも、賠償の範囲は、通常生ずべき損害に限るものであって、参加医療機関当たり二万五千円を上限とするものとします。

(本利用規約の変更)

第十二条 本センター運営者は、その判断により、あらかじめ参加医療機関の同意を得ることなく、本利用規約を変更することができるものとします。

2 本センター運営者は、前項の変更を行う場合には、所定のウェブサイトにおける公表及び参加医療機関への通知を行うこととし、変更後の利用規約はこのいずれか早い時をもって効力が生じるものとします。

3 変更後の利用規約の掲載後に、参加医療機関が本センターを実際に利用した場合には、当該利用の時点で、参加医療機関は変更後の利用規約に同意したものとみなされま

(準拠法及び合意管轄)

第十三条 本利用規約及び本センターの利用に関連するすべての事項の準拠法は、日本法とします。

2 本センターの利用に起因又は関連して本センター運営者と参加医療機関との間に生じたすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3 本利用規約に定めのない事項、又は本利用規約の解釈について疑義が生じた場合は、本センター運営者と参加医療機関は、誠実に協議し、解決するものとします。

附則 本利用規約は令和2年10月1日より効力を有するものとします。

附則 本利用規約は令和2年〇月〇日から適用するものとします。

(令和2年〇月〇日一部改正)

別表 (適切ではない検査証明方法)

・受検者の自宅その他医療機関の管理下ではない場所で採取された検体を基礎とする検査証明

・複数の唾液検体を一括して検査するプール方式による検査証明 (※)

(※) プール方式の適切性については、厚生労働省において検討中であるため、本措置は、当面の間の措置とする。

海外渡航者新型コロナウイルス検査センタープライバシーポリシー

(基本的な考え方)

第一条 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（以下「本センター」という。）の円滑な運営を図るため、本センター運営者は、渡航者等（事業目的で海外へ渡航（出張・赴任等）する者又はそれに準ずる者をいう。以下同じ。）、代行業者（旅行業法に定める旅行業等を営む者であって、渡航者等から委託を受けて、本センターを利用した事務手続（法律行為を除く手続をいう。以下同じ。）を代行する者をいう。以下同じ。）及び参加医療機関（「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」（令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省制定）により、経済産業省及び厚生労働省が登録した医療機関であって、本センターを利用する医療機関をいう。以下同じ。）の個人情報を必要な範囲で取得します。取得した個人情報は、以下に定める利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

(本ポリシーの適用範囲)

第二条 本ポリシーは、本センターの運営に当たり取得する個人情報の取扱いに関して適用され、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約（以下、「利用規約」という。）の一部として、一体として解釈されるものとします。

2 渡航者等、代行業者又は参加医療機関が利用規約に同意した場合には、本ポリシーに同意したものとみなされます。

(取得する個人情報の範囲)

第三条 本センター運営者は、渡航者等から以下の情報を取得します。

- 一 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日及び所属企業
- 二 渡航先国、渡航目的、渡航日時、渡航期間
- 三 航空券番号又は航空券予約番号
- 四 検査手法、検査日及び検査場所
- 五 前各号に掲げるもののほか、渡航者等が本センターのシステム（以下、「本システム」という。）に入力する情報及びインターネットドメイン名、IPアドレスその他本センターに関するウェブサイトの閲覧等に関する情報

2 本センター運営者は、代行業者から以下の情報を取得します。

- 一 代行業者の法人番号、名称及び所在地
- 二 代行業者の都道府県・観光庁登録番号及び旅行業法上の分類
- 三 代行業者の担当者の氏名、電話番号、メールアドレス及び生年月日
- 四 代行業者が渡航者等から委託を受けて本センターを利用した事務手続を代行するに当たり本センターに提供する当該渡航者等の個人情報
- 五 前各号に掲げるもののほか、代行業者が本システムに入力する情報及びインターネットドメイン名、IPアドレスその他本センターに関するウェブサイトの閲覧等に関する

情報

3-2 本センター運営者は、参加医療機関から以下の情報を取得します。

- 一 自機関の名称及び所在地
- 二 自機関の担当者の氏名、電話番号及びメールアドレス
- 三 自機関において検査証明を実施する渡航者等のアカウント情報、検査日及び検査場所
- 四 自機関において検査を行った渡航者等に関する検査通知書又は検査証明に記載された内容
- 五 前各号に掲げるもののほか、自機関が本システムに入力する情報及びインターネットドメイン名、IPアドレスその他本センターに関するウェブサイトの閲覧等に関する情報

(利用目的)

第四条 前条の個人情報については、本センターの安全かつ円滑な運営のために、以下に掲げる目的のためにのみ利用するものとします。

- 一 本センターにおけるアカウントの登録及び本人確認を行うため
- 二 渡航者等が自ら又は代行業者を通じて、参加医療機関とが検査証明に係る実施契約（以下、「検査証明実施契約」という。）を締結することに対する支援を行うため
- 三 本センターによるサービスの提供、維持、保護、検証及び改善並びに利用状況等の分析及び発信を行うため
- 四 本センターに関する各種通知、連絡、案内及びお問合せ等への対応並びに本センターの利用に関する情報の提供を行うため
- 五 利用規約又は法令に違反する行為に対処するため
- 六 前各号に掲げるものに付随する行為を行うため

(利用及び提供の制限)

第五条 本センター運営者は、渡航者等が検査証明実施契約の締結に~~当~~あたり本センターに提供する個人情報及び代行業者が渡航者等から委託を受けて本センターを利用した事務手続を代行するに~~当たり~~本センターに提供する当該渡航者等の個人情報を、当該契約の相手方となる参加医療機関に提供します。

- 2 本センター運営者は、前項に定める場合又は個人情報保護法その他の法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を前条に定める利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。ただし、統計的に処理された情報については、公表することがあります。
- 3 本センター運営者が保有する個人情報の全部又は一部の取扱いを第三者に委託する場合には、委託先の選定に配慮するとともに、適正な管理を行うよう、必要な監督等に努めます。当該委託先が第三者に個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合であっても同様です。

(安全確保措置等)

第六条 本センター運営者は、取得した個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

2 本センター運営者は、必要な期間を超えて、取得した個人情報を本システムに保存しません。

3 本センター運営者は、個人情報を提供した本人からの開示、訂正、削除、利用停止等の請求に対し、個人情報保護法その他の法令に基づき適切に対処します。

(本ポリシーの改訂及びその方法)

第七条 本センター運営者は、本ポリシーを改訂することがあります。改訂する場合は、別途定める利用規約所定の方法でお知らせします。

(プライバシーに関するお問い合わせ先)

第八条 本システムの利用における個人情報の取扱いに関するご質問等については、本センターに関するウェブサイト内に掲載するお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

制定：令和2年10月1日

改訂・適用：令和2年〇月〇日

個人向け ID の対応方針について

令和 2 年 10 月 28 日
事 務 局

1. 概要

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）は、ビジネス渡航に必要な検査証明の円滑な取得を支援するために設置されたものであるが、ビジネストラックの創設等により国際的な人の往来が再開する中で、今後、利用者が増加することが見込まれる。

このような動きを踏まえ、当面は引き続き、ビジネス渡航者のみを利用対象者とするが、ビジネス目的以外の渡航者についても、前回の海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会でお示しした方針に基づき、予約枠に余裕がある場合に利用が可能となるよう、まずはシステム面での改修を進めることとする。

ビジネス目的以外の渡航者の TeCOT 利用開始時期については改めて運営委員会の場で議論することとするが、対応方針が固まり次第速やかに実行に移せるよう、システム面については 12 月上旬までに完了させることを目標に改修作業を進めていく。

2. 個人向け ID の利用対象者

- ・ ビジネス目的で渡航する日本法人を持たない外国企業の役職員
- ・ ビジネス以外の目的（留学等）で渡航する者。

3. 個人向け ID の制約

ビジネス以外の目的で渡航する者も利用対象とした場合、検査手法の種類や時期・地域によっては、TeCOT に登録された予約枠が不足する可能性がある。そのため、当面の対応として個人向け ID 利用者については、オンライン予約が可能となる時期を渡航予定日の 14 日前からとすることで、ビジネス渡航者向けの予約枠を一定程度担保することとする。

（※）ビジネス渡航者向けの ID（gBiz ID）でログインした者については、予約可能時期に関する制限は設けない。